

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(その日は休む)
日曜日、祭日、
休日、臨時休業日

(県議会議長回答文)

鳥取県受第970号
昭和43年10月4日

鳥取県監査委員 浜田庄二 殿
鳥取県監査委員 中田玉平 殿

鳥取県議会議長 上根政幸

鳥取県職員措置請求について (回答)

昭和43年9月30日受監委第259号をもつて、通知された監査の結果に基
く報告要望のあつた“議員に対する中元等の贈与、”については、善処方考
慮する。

(県議会議長回答文)

昭和43年10月4日

鳥取県監査委員 浜田庄二 殿
鳥取県監査委員 中田玉平 殿

鳥取県議会議長 山田芳美

鳥取県職員措置請求について (回答)

昭和43年9月30日受監委第259号をもつて、通知された監査の結果に基
く報告要望のあつた“議員に対する中元等の贈与、”については、議長
の指示により善処します。

監 査 公 告

目 次

◇ 調査公告 鳥取県職員措置請求についての回答

鳥取県監査公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、石
尾実ほか21名の請求に係る鳥取県職員措置請求については、同法同条第3
項の規定により、昭和43年9月30日受監委第259号で監査の結果を監査請
求人および県議会議長、県議会議事局長あて通知したところであるが、請
求に理由があると認められた「従来から慣行として行なわれてきた議長から議
員に贈られている中元等は、今後これを廃止されたい。」ことについて県
議会議長および県議会議事務局長に対し、昭和43年10月7日までに必要な措
置を講ずべきことを勧告したところ、次のとおり回答があつたので同法同
条第7項の規定により公表する。

昭和43年10月11日

鳥取県監査委員 浜田庄二
同 中田玉平